

**PT79: 受付: 食事提供加算が算定されている日に訪問支援特別加算、欠席時対応加算、施設外支援、または移行準備支援体制加算が算定されています**

介護給付費等 請求書					地域生活支援事業 請求書					障害児給付費等 請求書					
基本		明細			基本		明細			基本		明細			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
介護給付費等 明細書					地域生活支援事業 明細書					障害児給付費等 明細書					
基本	日数	集計	明細	契約	処遇	基本	集計	明細		基本	日数	集計	明細	契約	処遇
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計画相談支援給付費等請求書			障害児相談支援給付費等請求書			利用者負担上限額管理結果票			利用者負担上限額管理結果票 (障害児支援)						
基本	明細	サービス	基本	明細	サービス	基本	明細		基本	明細					
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
サービス提供実績記録票															
居宅介護		行動援護		重度訪問介護		重度包括支援		同行援護		児童デイサービス		短期入所			
基本	明細	基本	明細	基本	明細	基本	明細	基本	明細	基本	明細	基本	明細		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
生活介護		共同生活介護		施設入所支援		旧法施設支援(入所)		旧法施設支援(通勤寮)		旧法施設支援(通所)		宿泊型自立訓練			
基本	明細	基本	明細	基本	明細	基本	明細	基本	明細	基本	明細	基本	明細		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
自立訓練(機能訓練)		自立訓練(生活訓練)		就労移行支援		就労継続支援		就労定着支援		自立生活援助		共同生活援助			
基本	明細	基本	明細	基本	明細	基本	明細	基本	明細	基本	明細	基本	明細		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
障害児施設(入所)		障害児施設(通所)		地域移行支援		地域定着支援		障害児入所支援		児童発達支援		医療型児童発達支援			
基本	明細	基本	明細	基本	明細	基本	明細	基本	明細	基本	明細	基本	明細		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
放課後等デイ		居宅訪問型児童発達		保育所等訪問支援											
基本	明細	基本	明細	基本	明細										
-	-	-	-	-	-										

例) 就労移行支援提供実績記録票(一次審査で正常)の場合

平成22年 4月分 就労移行支援提供実績記録票(確認リスト)

受給者証番号 9900000001	支給決定障害者等氏名 (障害児氏名)	受給 太郎	事業所番号 9910011111
契約支給量 就労移行支援 原則の日数		事業者及び その事業所	A事業所

日付	曜日	サービス提供実績					備考		
		サービス提供 の状況	開始時間	終了時間	訪問支援特別加算 提供時間 算定時間	食事提供 加算		施設外 支援	
1	木						1	日報あり	
2	金		10:00	12:00			1		
5	月		10:00	12:00			1		
6	火		10:00	12:00			1		
7	水		10:00	12:00			1		
8	木						1	日報あり	
9	金		10:00	12:00			1		
12	月		10:00	12:00			1		
13	火		10:00	12:00			1		
14	水		10:00	12:00			1		
15	木						1	日報あり	
16	金	欠席							
19	月	欠席							
20	火	欠席							
21	水		10:00	12:00	2	2			
22	木		10:00	12:00			1		
23	金		10:00	12:00			1		
26	月		10:00	12:00			1		
27	火		10:00	12:00			1		
28	水		10:00	12:00			1		
29	木						1	日報あり	
30	金		10:00	12:00			1		
合計					1回	1回	14回	施設外 支援	当月 4日 累計 4日/190日

初期加算 利用開始日 平成22年 4月 2日 30日 平成22年 5月 1日 当月算定日数 19日

## 原因と対処方法

以下の原因が考えられます。

- (1) 食事提供加算が「1」の場合、施設外支援、または訪問支援特別加算(算定時間数)が設定されている。

例) 施設外支援が、設定されている場合

以下の就労継続支援実績記録票情報(明細情報)を受け付けたとします。  
食事提供加算が「1」の場合、施設外支援が設定されているため、警告となります。

就労継続支援実績記録票情報(明細情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	日付	施設外支援	食事提供加算	...
2010.04	991111	9910011111	9900000001	09	-	1	...
2010.04	991111	9910011111	9900000001	10	-	1	...
2010.04	991111	9910011111	9900000001	11	1	1	...



### 参照 施設外支援と、通常の施設利用の関係について

施設外支援と、通常の施設利用の関係については、平成19年4月2日付障障発0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」(1)を参照してください。

以下は、上記資料より抜粋したものです。

- 5 指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援にかかる所定単位数の算定について

- (1) 企業内等で行われる企業実習等への支援(以下「施設外支援」という。)について

施設外支援の留意事項

- ア 同日に施設外支援及び通常の施設利用を行った場合、施設外支援の実施日として扱うこと。

上記より、施設外支援実施日に通常の施設利用を行い食事提供、または訪問支援を行った場合、食事提供体制加算、または訪問支援特別加算の算定は可能であると考えられます。

しかし、審査支払等システムでは、施設外支援実施日に通常の施設利用を行ったことを判断できないため、受付審査において、警告としています。

- 1 平成30年4月10日付障障発0410第1号改正現在。

- (2) 食事提供加算が「1」の場合、訪問支援特別加算(算定時間数)が設定されている。

例) 訪問支援特別加算(算定時間数)が、設定されている場合

以下の児童発達支援提供実績記録票情報(明細情報)を受け付けたとします。  
食事提供加算が「1」の場合、訪問支援特別加算(算定時間数)が設定されているため、警告となります。

児童発達支援提供実績記録票情報(明細情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	日付	食事提供加算	訪問支援特別加算(算定時間数)	...
2015.04	991111	9950011111	9900000001	09	-	1	...
2015.04	991111	9950011111	9900000001	10	-	2	...
2015.04	991111	9950011111	9900000001	11	1	1	...



- (3) 食事提供加算が「1」であり、かつサービス提供年月が2015年4月以降の場合、家庭連携加算(算定時間数)に値が設定されており、かつ開始時間が未設定である。

例) 家庭連携加算(算定時間数)に値が設定されており、かつ開始時間が未設定である場合

以下の児童発達支援提供実績記録票情報(明細情報)を受け付けたとします。  
開始時間が未設定であるため、警告となります。

児童発達支援提供実績記録票情報(明細情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	日付	開始時間	家庭連携加算(算定時間数)	食事提供加算	...
2015.04	991111	9950011111	9900000001	09	-	1	-	...
2015.04	991111	9950011111	9900000001	10	-	2	-	...
2015.04	991111	9950011111	9900000001	11	-	1	1	...



- (4) 食事提供加算が「1」の場合、サービス提供の状況が「8:欠席(欠席時対応加算)」である。

例) サービス提供の状況が、「8:欠席(欠席時対応加算)」の場合

以下の就労移行支援実績記録票情報(明細情報)を受け付けたとします。  
食事提供加算が「1」の場合、サービス提供の状況が「8:欠席(欠席時対応加算)」のため、警告となります。

就労移行支援実績記録票情報(明細情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	日付	食事提供加算	サービス提供の状況	...
2010.04	991111	9910011111	9900000001	09	-	8:欠席(欠席時対応加算)	...
2010.04	991111	9910011111	9900000001	10	-	8:欠席(欠席時対応加算)	...
2010.04	991111	9910011111	9900000001	11	1	8:欠席(欠席時対応加算)	...



**Point !** 欠席時の食事提供体制加算について

食事提供体制加算は、サービスの提供がある日に算定が可能です。  
以下に、欠席時の食事提供体制加算についての Q&A( )を記載します。

問9 食事提供体制加算については、本体報酬が算定されている日のみ算定が可能と考えてよいか。

(答) お見込みの通り。  
よって、以下の Q & A のように取り扱うこととする。

Q1. 施設には来てサービスを受けたが、途中で体調を崩して食事を取らなかった場合。

A1. 食事提供体制加算の算定が可能。

Q2. 施設を急に休んでしまった。施設では既に当該利用者の食事を作り、保存していた場合。

A2. 本体報酬が算定できないので、食事提供体制加算も算定不可。ただし、利用者からキャンセル料として食材料費を徴収できるかは、利用者と事業者の契約による。

平成 19 年 12 月 19 日付事務連絡「障害福祉サービスに係る Q & A (指定基準・報酬関係) (VOL. 2) の送付について」の「障害福祉サービスに係る Q & A (指定基準・報酬関係) (VOL. 2) 問9」より抜粋。

サービス提供実績記録票情報(明細情報)の施設外支援、食事提供加算、訪問支援特別加算(算定時間数)、家庭連携加算(算定時間数)、サービス提供の状況の設定内容を確認してください。  
警告となった請求情報は、二次審査の結果、返戻となる場合があります。